

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出

市川市長 村越 祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 3 年 3 月 31 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第18号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第 1 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 4 項中「第 1 8 項」を「第 1 5 項」に、「第 2 0 項から第 2 2 項まで」を「第 1 7 項から第 1 9 項まで」に、「第 2 4 項」を「第 2 1 項」に、「第 2 9 項」を「第 2 6 項」に、「第 3 7 項から第 3 9 項まで」を「第 3 3 項から第 3 5 項まで」に、「第 4 4 項」を「第 3 9 項」に改める。

附則第 1 5 項の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）附則第 2 2 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」に、「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。